

公益社団法人沖縄県地域振興協会就業規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）の職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、会長が協会の職員として任命した者（以下「職員」という。）について適用する。

2 正職員以外の職員である臨時職員、嘱託職員、再雇用職員、無期雇用職員及び賃金職員については、別段の定めがある場合を除き、本規程に拠る。

第2章 勤 務

第1節 勤務の心得

(職務に専念する義務)

第3条 職員は、この規程を遵守し、上司の指示に従って誠実にその義務を遂行しなければならない。

(禁止行為)

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協会の名誉をき損し、又は利益を害すること。
- (2) 職務上の秘密を漏らすこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 協会の許可を得ないで他の業務に従事すること。
- (4) 協会の秩序又は職場規則を乱すこと。
- (5) その他協会の信用を傷つける行為をすること。

(勤務時間)

第5条 職員の正規の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

- 2 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前項に規定する正規の勤務時間に月曜日から金曜日までの5日間において8時30分から17時15分までの間の7時間45分（12時から13時までを休憩時間）とする。
- 3 会長は、前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は、勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を勤務を要しない日に変更

して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 4 会長は、業務の都合その他やむを得ない場合は、必要に応じて第1項に規定する勤務時間を変更することができる。

(身分証明書)

第6条 職員は、その身分を明らかにするため常に会長の発行する身分証明書を携帯し、必要に応じて直ちに提示できるようにしておかなければならない。

- 2 身分証明書は、他人に貸与してはならない。
- 3 退職の場合は、身分証明書を返納しなければならない。また、死亡の場合は、事務局長において返納手続きをとるものとする。

(届出事項)

第7条 職員は、次に掲げる事項に異動が生じた場合は、その都度すみやかに事務局長に届け出なければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 本籍、現住所
- (3) 学歴、資格
- (4) 扶養親族
- (5) その他の必要と認める事項

(休日)

第8条 職員は、休日には特に勤務をすることを命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない。

- 2 休日は、次の号に掲げるものとする。
 - (1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (3) 6月23日（慰霊の日）
- 3 前項第2項第1号に規定する休日（元旦及び同日が日曜日にあたるときの1月2日を除く。）が勤務を要しない日（土曜日を除く。）に当たるときは、これに替えて、その日の後日において最も近い休日でない正規の勤務時間の割り振られている日を休日とする。
- 4 会長は、休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は、あらかじめ他の勤務日を当該休日に代わる勤務することを要しない日として指定することができる。

(時間外勤務等)

第9条 職員は、協会の業務上必要があるときは、勤務時間外又は休日若しくは勤務を要しない日に勤務を命ぜられることがある。

(育児又は介護のための深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 10 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で、負傷、疾病又は、老齢により 2 週間以上の期間に渡り日常生活を営むのに支障のあるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）のある職員が当該家族を介護するために請求した場合、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）に労働をさせない。

2 前項のその他の者は、沖縄県の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和 47 年人事員会規則第 26 号）第 8 条の 2 第 2 項の例による。

3 第 1 項の規定にかかわらず、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育できるものとして次のいずれにも該当する場合は、当該職員からの深夜勤務の制限の請求については、認めないことができる。

(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。

4 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合、事業の正常な運営に支障のある場合を除き、時間外勤務をさせない。

5 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて時間外勤務をさせない。

第 2 節 出勤及び欠勤

(出勤)

第 11 条 職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿に押印しなければならない。

(遅刻、早退)

第 12 条 職員は、疾病その他の事由により定刻までに出勤できないとき、又は勤務時間中に早退しようとするときは、事前に有給休暇又は欠勤の手続をしなければならない。

2 職員は、疾病、その他やむを得ない事由により、事前に有給休暇又は欠勤の手続ができないときは、すみやかに通信、伝言等により所属長（所属長にあっては、常勤の役員）に連絡しなければならない。

(欠勤)

第13条 休暇の承認を受けられないときは、欠勤とする。

- 2 職員が欠勤するとき、又は欠勤したときは、欠勤届を事務局長に提出しなければならない。
- 3 事務局長は、職員が欠勤したときは、欠勤簿に記録するものとする。

(出勤簿等の整理保管)

第14条 事務局長は、出勤簿、欠勤簿及び関係書類を保管するものとする。

(勤務時間中の離席)

第15条 職員は、勤務時間中においてみだりに勤務場所を離れてはならない。

- 2 勤務時間中一時職場を離れようとするときは、上司の承認を受け行先を明らかにしておかなければならない。

第3節 休暇等

(休暇)

第16条 休暇の種類は、次のとおりとする。

(1) 有給休暇

- ①年次休暇
- ②療養休暇及び病気休暇
- ③特別休暇、慶弔休暇、生理休暇及び産前・産後休暇

(2) 無給休暇

- ①介護休業、介護短時間勤務、育児休業等
- ②その他の無給休暇

(有給休暇の承認)

第17条 有給休暇は、あらかじめ休暇願により事務局長の承認を受けなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けることができなかったときは、その理由を付して事後に承認を受けることができる。

- 2 有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職員の請求により半日又は1時間を単位として与えることができる。

(年次休暇)

第18条 年次休暇は、1年度について4月1日在職する職員に対しては20日を、4月2日以降新たに採用された職員に対しては、別表第1のとおりとする。

- 2 年次休暇は、職員の請求する時期に与えるものとする。ただし、業務に支障があると認められる場合には、他の時期に与えることができる。
- 3 年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 4 年次休暇が 10 日以上となる職員については、前項の規定に関わらず、付与から 1 年以内に当該職員の有する年次休暇の日数のうち 5 日（既に取得した日数は控除する。）を、当該職員の意見を聴取し尊重したうえで、予め時季を指定して取得させるものとする。
- 5 第 1 項に関わらず、育児短時間勤務を行う職員の年次休暇の日数については、同項の日数を基に沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 43 号）及びそれに基づく沖縄県人事委員会規則の例により算定した日数とする。

（年次休暇の消滅）

第 19 条 年次休暇を請求する権利は、2 年間行わないときは、時効によって消滅する。

- 2 前項の時効の起算日は、この年の 4 月 1 日とする。

（療養休暇等）

第 20 条 職員が業務による傷病のため療養を要する場合は、必要と認める期間の療養休暇を与える。

- 2 職員が結核性疾患のため療養を要する場合は、1 年の範囲において必要と認める期間の療養休暇を与える。
- 3 職員が業務によらない負傷又は疾病（結核疾患を除く。）により、療養のため休暇を請求した場合は、90 日の範囲内で必要と認める期間の病気休暇を与えることができる。
- 4 妊娠中の職員が沖縄県人事委員会規則で定める妊娠に起因する疾病により、療養のため休暇を請求した場合における病気休暇の期間は、前項の規定にかかわらず、120 日の範囲内で必要と認める期間とすることができる。
- 5 職員が精神性疾患により、療養のため休暇を請求した場合における病気休暇の期間は、第 3 項の規定にかかわらず、最初に請求する場合に限り、連続する 180 日の範囲内で必要と認める期間とすることができる。
- 6 療養休暇及び病気休暇の期間の日数、週数、月数及び年数中には、勤務を要しない日及び休日を含むものとする。

（特別休暇、慶弔休暇、生理休暇、産前・産後休暇）

第 21 条 災害その他特別の理由がある場合においては、1 年度又は個別の事由ごとについて、別表第 2 により休暇を与えることができる。

- 2 前条第 6 項の規定は、特別休暇、慶弔休暇、生理休暇及び産前・産後休暇に準用する。
- 3 削除

（介護休業）

第 22 条 職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、休暇を請求した場合は、介護休業を与える。

- 2 介護休業の期間は、要介護状態にある対象家族の各々が、前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定す

る期間（以下「指定期間」という。）内で必要と認められる期間とする。

- 3 介護休業の単位は1日又は1時間とし、1時間を単位とする場合は、1日を通じて4時間の範囲内とする。

（介護短時間勤務）

第22条の2 職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部について休暇を請求した場合は、介護短時間勤務を与えることができる。

- 2 介護短時間勤務で短縮する時間は、要介護状態にある対象家族の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護状態にある対象家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 短縮する時間の単位は30分とする。

（育児休業等）

第23条 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業等に関し必要な事項は、沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の例による。

（その他の無給休暇）

第23条の2 職員のその他の無給休暇については、別表第3に定めるとおりとする。

（育児又は介護にかかる制度の利用支援）

第23条の3 職員から本人又は配偶者が妊娠又は出産等したこと又は対象となる家族が介護を要する状態に至ったことの申出があった場合は、当該職員に対して円滑な休業取得、職場復帰及びその他の制度利用を支援するため、以下を行う。

- (1) 当該職員に対して、育児休業又は介護休業に関する制度等（育児休業、介護休業、出生時育児休業、その他の両立支援制度、育児休業給付又は介護休業給付に関すること、育児休業期間中の社会保険料の取扱い、育児休業又は介護休業中及び休業後の待遇や労働条件など）の周知及び制度利用の意向確認
 - (2) 当該職員に対して、育児休業又は介護休業等を取得する職員との面談により把握したニーズを踏まえた業務の整理又は引継ぎにかかる支援、休業中の職場に関する情報及び資料の提供
- 2 職員は、育児休業及び介護休業その他の制度等の申出が円滑に行われるよう設けられた相談担当者に相談を行うことができる。
 - 3 職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、第1項の規定のうち育児に関するものに準ずる措置を行う。
 - 4 職員が40歳に達する日の属する年度において、当該職員に対して、介護休業に関する制度等（介護休業、その他の両立支援制度、介護休業給付に関すること）について情報提供を行う。

(職務専念の免除)

第 24 条 職員の職務専念義務の免除については、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 47 年条例第 6 条）及びそれに基づく人事委員会規則の例による。

(医師の証明書)

第 25 条 職員が負傷及び疾病のため引き続き 1 週間を超える休暇の承認を求めるにあたっては、休暇願に医師の証明書を添付しなければならない。

第 4 節 出張命令

(出張命令等)

第 26 条 職員は、協会の業務のため必要があるときは、出張を命ぜられることがある。

2 職員は、出張が終ったときは、すみやかに復命書を提出しなければならない。ただし、復命書によることが適当でない場合又は軽易な用件については口頭で復命し、上司に随行したときは、復命を省略することができる。

3 出張を命ぜられた者には、別に定めるところにより旅費を支給する。

第 3 章 給 与

(給与)

第 27 条 職員の給与は、別に定める給与規程により支給する。

第 4 章 任 免

第 1 節 採 用

(任免及び採用)

第 28 条 職員の任免は、会長が行う。

2 職員の採用は、試験又は選考の方法によって会長が決定する。

(採用期間等)

第 29 条 新たに採用する職員については、採用の日から 6 カ月間の試用期間を設けるものとする。

2 職員が前項の試用期間において職員としてふさわしくないと認められるときは、第 34 条の規定にかかわらず、解雇することができる。

(提出書類)

第 30 条 新たに職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 履 歴 書
- (2) 戸籍謄本又は住民票
- (3) 市町村長の発行する身分証明書
- (4) 誓 約 書
- (5) 身元保証書
- (6) 健康診断書
- (7) その他人事管理上必要と認める書類

第 2 節 降任及び休職

(降任及び休職)

第 31 条 職員が次の各号の 1 に該当する場合は、降任又は休職を命ずることがある。

- (1) 傷病により第 20 条の規定による療養休暇又は病気休暇の期間を超えると認められる場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) その他特別の事由がある場合

(降任及び休職の手続)

第 32 条 前条第 1 号の規定により、職員に降任又は休職を命ずる場合は、医師 2 名以上を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 降任又は休職の処分は、辞令を交付して行わなければならない。

(休職期間及び復職)

第 33 条 第 31 条第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養に要する程度に応じて 3 年以内の期間とする。

- 2 会長は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命ずるものとする。
- 3 第 31 条第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が、裁判所において係属する間とする。
- 4 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。
- 5 結核性疾患により休職であった者が、復帰後 6 カ月以内に同疾患により再び休養を要するに至ったときは、休職中の疾病の継続として取り扱い、その日から休職を命ずるものとする。この場合の休職期間については、復帰前の休職期間を通算するものとする。
- 6 結核性以外の疾病により休職であった者が、復帰後 3 カ月までの間に再び同傷病により休養を要するに至った場合は、休職中の傷病の継続として取り扱い、その日から休職を命ずるものとする。この場合の休職期間については、復帰前の休職期間を通算するものとする。

第3節 解雇及び退職

(解雇)

第34条 職員が次の各号の1に該当する場合においては、その意に反してこれを解雇することができる

- (1) 職制又は事業の改廃等の業務の都合により、やむを得ない事由が生じた場合
- (2) 心身に著しい障害があるため、業務にたえられない場合
- (3) 勤務成績が著しく不良の場合
- (4) 禁固以上の刑に処された場合
- (5) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

(退職)

第35条 職員は、次のいずれかに該当するときは退職となる。

- (1) 本人の希望による時
 - (2) 定年に達したとき又は勸奨退職したとき
 - (3) 休職期間を過ぎても職場復帰できないとき
- 2 職員は退職を希望するときは、退職しようとする日の30日前までに退職願を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- 3 職員は、退職を願い出た後も退職について承認のあるまでは従前のおり勤務を続けなければならない。

(定年退職等)

第36条 職員（役員を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

- 2 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、本人が希望し、解雇又は退職事由に該当しない者については、1年毎の契約期間を定めて再雇用し、満65歳に達する日の属する年度末までを上限に更新することができるものとする。また、勸奨退職の年齢は沖縄県職員の例によるものとする。
- 3 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）に基づく派遣職員及びこれと同様の手続により市町村より派遣される職員については、第1項及び前項の規定は適用しない。
- 4 再雇用職員の雇用条件等については、別途要綱に定める。

(退職手当)

第37条 職員が前3条の規定により解雇され又は退職したときは、別に定めるところにより退職手当を支給する。

- 2 第43条の規定により免職処分を受けたときは、退職手当を支給しない。

第5章 安全衛生

(協力業務)

第 38 条 職員は、上司の指示に従い、安全衛生上必要と認められる措置については、協力しなければならない。

(健康診断)

第 39 条 職員は、協会が毎年定期又は、随時に行う健康診断を受けなければならない。

(療養命令)

第 40 条 前条による健康診断の結果により、必要があると認められる場合には、職員に療養を命じ又はその保健衛生上必要な措置を講ずることがある。

第6章 災害補償

(災害補償)

第 41 条 職員が業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは疾病となった場合における災害補償については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づき、沖縄県職員の例に準じて行う。

2 前項の規定により災害補償を受けるべき職員が同一の事由について、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の保険給付を受けるときは、前項の規定による補償を行わないものとする。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 42 条 協会の業務について特に功労があつて、他の模範とするにたとえ認められる職員については、次の各号に定める区分により表彰することがある。

- (1) 賞金授与
- (2) 賞品授与
- (3) 賞状授与

2 表彰は、前項各号の方法を併せて行うことがある。

(懲戒)

第 43 条 職員がこの規程に違反した場合においては、違反の軽重に従い次の表に定めるところにより懲戒処分を行う

処分の種類	処 分 の 内 容
-------	-----------

戒 告	将来を戒める。
減 給	6ヵ月の期間給料の10分の1以下の額を減ずる。
停 職	1ヵ月以上6ヵ月以内の期間を定めて出勤を停止する。この場合、当該期間中いかなる給与も支給しない。
免 職	予告しないで解雇する。

(懲戒の手続)

第44条 前条の懲戒処分は、辞令を交付して行うものとする。

(損害賠償)

第45条 職員が故意又は過失によって協会に損害を及ぼしたときは、第43条の規定により懲戒を受けるほか、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

(物品の貸与)

第46条 会長は、職員に対し、業務を処理するため必要な被服その他の物品を貸与することができる。

2 被服その他の物品を貸与する職員並びに貸与する物品の品目、員数、貸与期間及び試用期間等は別にこれを定める。

第8章 雑 則

(雑則)

第47条 この規程に定めがあるもののほか、必要な事項については、沖縄県職員の服務並びに勤務時間、休日休暇等の例による。

附 則

この規程は、昭和56年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

(年 次 休 暇)

採 用 さ れ た 月	年 次 休 暇 日 数
4月 (4月2日以後採用されたとき)	20日
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日
1月	5日
2月	3日
3月	2日

別表第2

(特別休暇、慶弔休暇、生理休暇、産前・産後休暇)

区分	事 由	承認を与える期間
1 特別	・特別の理由がある場合	・附表1に定める期間
2 慶弔	(1) 忌引きの場合	・附表2に定める期間内において必要を認める期間
	(2) 父母、配偶者及び子の祭祀の場合	・1日、遠隔の地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
	(3) 職員が結婚する場合	・7日を越えない範囲以内で必要と認める期間
3 生理	・生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理のため勤務する事が著しく困難である女子職員の生理日の場合	・その都度必要と認められる時間。
4 産前・産後		・その出産予定日の8週間(多胎妊娠14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、あらかじめ必要と認める期間。ただし、産後の期間は6週間を下回ってはならない。

附 表1

特 別 休 暇 の 種 類

休 暇 の 事 由	期 数
(1) 感染症予防法による交通しや断又は隔離	・ 理由の発生期間
(2) 風水震火災その他非常災害による交通しや断	・ //
(3) 風水震火災その他天候地変による職員の現住居の滅失又は破壊	・ 15日（連続した日）
(4) 交通機関の事故等（交通機関のスト含む） 不可抗力の事故（※注2）	・ 理由の発生期間
(5) 業務、事業の全部又は一部の停止 （台風の来襲等による事故発生防止の措置含む※注2）	・ //
(6) 検疫法による感染症の恐れのための停留又は感染症予防法による感染の防止のための必要な協力	・ 必要と認める期間
(7) 証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭	・ 必要な日又は時間
(8) 選挙権等公民権の行使	・ //
(9) 生後1年に達しない生児を育てる場合 （育児休暇※注1）	・ 1日2回各30分以上 60分以内（合計90分以内） 又は、1日1回90分
(10) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合（通勤緩和休暇※注1）	・ 勤務始め又は終わりに1日を通じて1時間以内
(11) 妊娠中及び出産後の職員が健康診査及び保健指導を受ける場合（但し、医師等の特別の指示があった場合、いずれの期間でもその指示された回数） （通院休暇）	・ 各回1日以内で必要な時間 妊娠23週まで 4週1回 妊娠24週から35週 2週1回 妊娠36週から出産 1週1回 出産後1年以内1回
(12) 妊娠中の職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合（妊娠障害休暇）	・ 妊娠期間中7日 （継続・分割可）
(13) 配偶者の出産のための看護・家事等 （出産補助休暇）	・ 出産前10日以内又は出産後10日以内において3日
(14) 配偶者の出産のための、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育（育児参加休暇）	・ その出産予定日の8週間（多胎妊娠14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において5日
(15) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他沖縄県人事委員会規則で定める者の例による者（以下「配偶者等」という。）の看護、養育する義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。この号において同じ）に予	・ 5日（その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあっては、10日）以内の日又は時間（職員の事情を考慮し沖縄県人事委員会

防接種若しくは健康診断を受けさせるため又は養育する義務教育終了前の子に係る沖縄県人事委員会規則で定める事由の例に該当する場合（子育て支援・家族看護休暇）	規則で定める職員の例による場合にあっては、当該期間に1日を加える）
(16) 夏季休暇（5月～11月）	・5日（連続又は1日単位）
(17) 旧盆休暇	・該当日の内1日
(18) 風水震火災その他天災地変により本人（上記(3)の場合除く）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	・本人10日 ・家族5日
(19) 配偶者等で、負傷疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（要介護状態にある対象家族）の介護又は通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他法令で定める世話をを行う場合（介護休暇）	・5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）以内の日又は時間
(20) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	・5日（当該通院等が体外受精その他沖縄県人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内の日又は時間
(21) 骨髄移植のため骨髄提供のため	・必要と認める期間
(22) 前各号の他、会長が必要と認める場合	・会長が認める期間

- (注) 1. 上記(9)育児休暇と(10)通勤緩和休暇を併用する場合は、1日を通じて1時間30分以内とする。
2. 上記(4)及び(5)のうち台風による特休の日数等は、沖縄県の取扱い（昭和49年5月18日総人第222号総務部長通知、昭和54年10月17日総人第926号総務部長通知）によるものとする。

附 表2

忌 引 日 数 表

死 亡 し た 者		日 数	備 考
配 偶 者		10 日	1. 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。 2. いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受ける場合は、7日とする。 3. 葬祭のため遠隔の地におもむく
血 族	父 母	7 日	
	子	7 日	
	祖父母	3 日	
	孫	1 日	
	兄弟姉妹	3 日	
	おじ又はおば	1 日	
姻 族	父 母	3 日	

	子	3 日	必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することが出来る。
	祖父母	1 日	
	兄弟姉妹	1 日	
	おじ又はおば	1 日	

別表第3

(その他の無給休暇)

事 由	承認を与える期間
(1) 妊娠中及び出産後の職員が母子保健法による健康診査及び保健指導に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間